

よくある質問 (Q & A)

共通

Q 以前、経済支援対策給付金を受給していますが、今回も申請できますか。

A 再度申請できます。

Q 支給対象事業の他に、不動産業や給与収入など複数の事業を営んでいます。対象となりますか。

A 経営する事業の中で売上高の最も大きい事業（主たる事業）がP2～3 ©製造・卸売・小売、観光、学習支援、生活関連サービス等事業である方が対象となります。（A・Bを除く）

Q 飲食店と小売店を営んでいます。第3次飲食業支援給付金と第2次経済支援対策給付金を両方受給できますか。

A 重複受給はできません。いずれか一方にのみ申請してください。

Q 従業員は対象となりますか？

A 対象になりません。

Q 減収月と前々年同月の売上高が確認できる書類とは何ですか。

A 減収月と前々年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

観光事業者

Q 観光事業者とは具体的に何が該当になりますか。

A ・お土産品を販売している事業者
・ツアーガイド（旅行・観光案内人）、その他、観光資源を活用した事業（花火打上、イベント関連事業者等）

生活関連サービス等事業者

Q P2の ©以外の業種は対象になりませんか。

A 内容により対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※ その他の質問や申請書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2020060200057/>



十和田市

第2次

経済支援対策給付金 に関するお知らせ

趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境が続いていることから、事業継続のための経済支援を目的として、十和田市第2次経済支援対策給付金を支給します。

支給条件

①令和3年4月から11月までのいずれかの月（減収月）の売上高が前々年同月と比較し30%以上減少している事業者

（創業2年に満たない事業者は、前月又は前々月の売上高と比較し30%以上減少していること）

②給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること

③確定申告又は市民税・県民税の申告をしていること

④令和2年度の市税等に滞納がないこと （猶予を受けている方を除きます）

※十和田市第3次飲食業支援給付金と重複受給はできません。

申込期間

令和3年 **9月15日** から **12月28日** まで

※当日消印有効

提出書類

1. 給付金支給申請書

2. 申告に関する書類の写し

個人：令和2年分確定申告書又は令和3年度市民税・県民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書

3. 減収月と前々年同月の売上高が確認できる書類

4. 業種別営業許可証等の写し（チラシ裏面参照）

※ 感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください

十和田市農林商工部商工観光課

申込み・
問合せ先

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1（商工観光課）
TEL：0176-51-6773 FAX：0176-22-9799

対象事業者及び給付額

① タクシー、運転代行、高速・貸切バス運行、遊覧船

事業者区分	登録台数/区分	給付額 (1事業者あたり)
タクシー・運転代行	1～5台	10万円
	6～10台	20万円
	11台以上	30万円
バス	高速バス	100万円
	貸切バス	100万円
遊覧船		100万円

② 旅館・ホテル・簡易宿泊所及び結婚式場

事業者区分	部屋数	給付額 (1事業者あたり)
旅館・ホテル・ 簡易宿泊所	20部屋以下	20万円
	21～50部屋	50万円
	51部屋以上	200万円
結婚式場		200万円

③ 製造・卸売・小売業、観光、学習支援、生活関連サービス等

事業者区分	給付額 (1事業者あたり)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業（印刷、容器製造等） ・ 卸売業（機械器具、建築材料等） ・ 小売業（衣料品、雑貨等） ・ 観光事業（土産物店、イベント関連事業者等） ・ 学習支援業 ・ 生活関連サービス業（洗濯、理容・美容、公衆浴場業、貸衣装、写真館、カラオケ、マッサージ、駐車場（月極・賃貸除く）等） 	20万円

「業種別営業許可証等の写し」とは

① タクシー、運転代行、高速・貸切バス運行、遊覧船

- タクシー業
 - ・ 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
 - ・ 申請日現在の登録台数の分かる書類等の写し（任意様式）
- 運転代行業
 - ・ 自動車運転代行業の認定証の写し
 - ・ 申請日時点の車両登録台数の分かる書類等の写し（任意様式）
- 高速・貸切バス事業者
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画（路線）等の写し
 - ・ 一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
- 遊覧船事業者（一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業）
 - ・ 一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業に係る許可証等の写し

② 旅館・ホテル・簡易宿泊所及び結婚式場

- 旅館・ホテル・簡易宿泊所
 - ・ 旅館業法に基づく許可証等の写し
 - ・ 申請日時点の客室数の分かる書類等の写し（任意様式）
 - ※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）は対象としない。
 - ※農家民宿や葬祭場など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合は対象としない。

③ 製造・卸売・小売業、観光、学習支援、生活関連サービス等

- 製造・卸売・小売業
 - ・ 許認可が必要な事業者においては、許可証等の写し（食品衛生法、酒税法等に基づく許可証等）
- 観光事業
 - ・ 観光事業を営むことを証する書類等（任意様式）
 - ※施設や取扱商品の写真、事業内容等が分かる資料等
- 学習支援業、生活関連サービス業
 - ・ 許認可が必要な事業者においては、許可証等の写し（保健所の開設検査確認済証等）
 - ・ 当該事業を営むことを証する書類等（事業開始届の写し、ホームページやチラシの写し、施設の外観の写真等）